

とりまとめに向けた方向性

とりまとめに向けた方向性について(案)

<昨年度の中間整理における分析・対応の方向性>

- 外形標準課税の対象法人数は、平成18年度以降、3分の2に減少。対象法人数の減少の要因として「減資によるもの」が多いとの分析結果。特に、財務会計上、単に資本金から資本剰余金へ項目振替を行う事例が多いとの指摘。
- 事業部門の分社化や持株会社化、外部の企業の子会社化などの組織再編の際に、子会社の資本金を1億円以下に設定することなどにより、外形標準課税の対象となる部分が大幅に縮小している事例も見られる。
- 減資や組織再編により実質的に大規模といえる法人が外形標準課税の対象に含まれないという問題への対応策としては、小規模な企業への影響に配慮するとともに、必要以上に多くの法人に制度見直しの影響が及ばないように、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、公平性等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準を付け加えることが考えられる。

<減資に対応するための追加的な基準について>

- 項目振替型減資に対応するためには、追加的な基準の指標として、資本金の振替先である資本剰余金に着目したものを採用することが考えられる。
- 項目振替型減資への対応として妥当であり、かつ、必要以上に多くの法人に制度見直しの影響を及ぼさないものとしては、「資本金と資本剰余金の合計額」又は地方税法上の「資本金等の額」を追加的な基準の指標とすることが考えられる。
- その上で、法人の事業規模を測る指標としての適正性や、納税者・課税庁（都道府県）の事務負担等を考慮すると「資本金と資本剰余金の合計額」とすることが適当であると考えられる。

<組織再編に対応するための追加的な基準について>

- 親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して検討すべきであり、同様の趣旨から講じられた法人税の制度を参考として、一定規模以上の法人（親会社）の100%子会社等を外形標準課税の対象とすることが考えられる。

対象とすべき親会社の基準の指標については、第7回検討会において、次のような意見があったことから、本日の検討会において更に検討を深めることとしてはどうか。

- ・ 減資への対応と合わせて、「資本金と資本剰余金の合計額」を指標とすることが考えられる。
- ・ 法人税の制度に倣うことが考えられる。

<地域経済・企業経営等への配慮について >

- 外形標準課税が成長志向の法人税改革の一環として拡大された経緯があり、賃上げの促進のために様々な工夫が講じられているなど、現行制度においても地域経済・企業経営への一定の配慮がなされているものと考えられる。
- 今回の見直しは実質的に大規模といえる法人を対象とするものであり、新たに外形標準課税の対象となる法人の範囲（追加基準の水準等）については、政府の経済施策や経済団体等の意見を踏まえた検討が必要である。
- また、納税者及び課税庁（都道府県）の準備期間を確保するため、制度の施行まで一定の期間を確保することが適当である。